



河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

**秋田県告示第六十八号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十九年二月二日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 河川の名称 一級河川 出川
  - 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十九年一月十九日
  - 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
大仙市藤木字乙板杭百三十六番一地主	土 地	六〇二・二四平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

**秋田県告示第六十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年二月二日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 施行者の名称 大館市
  - 二 都市計画事業の種類及び名称 種類 大館市都市計画道路事業

- 三 事業施行期間 平成十四年三月五日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - (一) 収用の部分 大館市東台四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、柄沢字小柄沢及び丸山地下地内
  - (二) 使用の部分 なし

**秋田県告示第七十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年二月二日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 施行者の名称 能代市
  - 二 都市計画事業の種類及び名称 能代都市計画公園事業五・五・一 号能代河畔公園
  - 三 事業施行期間 昭和五十四年五月十日から平成二十五年三月三十一日まで
  - 四 事業地 変更なし

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年二月二日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 申請のあった年月日 平成十九年一月十七日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 N P O C ・ エヌポック
  - 三 代表者の氏名 佐々木 久 弥
  - 四 主たる事務所の所在地

秋田県にかほ市金浦字木の浦山十四番地九  
五 定款に記載された目的

この法人は、にかほ市民や日本国民に対して、白瀬南極探検隊長の「探検する心」に関する事業を行い、何度でもチャレンジし続ける精神と夢とロマンを持ってもらう。講演、シンポジウム、コンサート、各種スポーツなどの新しい形のイベントをとおして、極地と探検と自然環境への理解と協力を深める。白瀬南極探検隊記念館など文化・科学・体育施設への側面協力から地域文化の底上げを図る。さらに白瀬関連の諸外国との人的・文化的交流を推進して、グローバルな人材の育成に努め、新しい文化の創造に寄与することを目的とする。

平成十八年十二月十八日県営土地改良事業（山内地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十九年二月二日

- 秋田県知事 寺 田 典 城

大曲市花館上町十三番地八佐藤一男ほか十七人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年二月二日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（花館地区担い手育成基盤整備事業（区画整理型）変更計画書の写し
  - 二 縦覧期間 平成十九年二月五日から同年三月五日まで
  - 三 縦覧場所 大仙市役所

**教育委員会告示**

秋田県教育委員会告示第二号  
次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十九年二月二日

- 秋田県教育委員会委員長 太 田 宥 子
- 一 日時 平成十九年二月六日 午前十時四十分
  - 二 場所 教育委員会委員室

**公安委員会告示**

秋田県公安委員会告示第21号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。  
平成19年2月2日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

1 実施年月日

平成19年3月15日（木）午前9時から午後4時30分まで

2 実施場所

秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館

3 講習科目及び講習時間数

猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。

4 受講定員

40人

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書 2通

(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものである。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込み用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を含む。）を除き、平成19年2月2日（金）から3月9日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地为管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせる。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 018766 FAX 018766  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄